

奈良県告示第二百八十七号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項の規定により、土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

令和元年十一月十二日

奈良県知事  
荒井正吾





				域
高取町役場総務課及び 明日香村役場地域づくり課	高取町与楽（○〇六）土石流警戒区	高取町与楽（○〇七）土石流警戒区	次の平面図のと おり	域
奈良県中和土木事務所 及び高取町役場総務課	次の平面図のと おり	奈良県中和土木事務所 及び高取町役場総務課	次の平面図のと おり	域

「次の平面図」は省略し、その図面を奈良県県土マネジメント部砂防・災害対策課及び表の縦覧場所に備え置いて一般の縦覧に供する。